

三郷市日中一時支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三郷市日中一時支援事業実施要綱（令和8年告示第号。以下「実施要綱」という。）に定める事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三郷市補助金等交付規則（昭和53年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象になる経費は、実施要綱第7条第1項に規定する事業所登録を受けた事業者（以下「事業者」という。）が、実施要綱第8条第4項に規定する利用者（以下「利用者」という。）に日中一時支援（以下「サービス」という。）を行う際に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、サービスを提供した月ごとに、別表の規定により算出される金額の合計額から、実施要綱第16条の規定により支払われた利用料の合計額を控除した額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに三郷市日中一時支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び三郷市日中一時支援事業実施報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、三郷市日中一時支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした事業者に通知するものとする。

(交付の方法)

第6条 市長は交付決定後、速やかに当該交付決定を受けた事業者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(状況報告)

第7条 事業者は、市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について書面により報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

サービス提供の区分	補助基準額	
	1回の利用時間が1時間以内の場合	1回の利用時間が1時間を超える場合
重症心身障害者等以外の利用者にサービスを提供した場合	800円	800円に加え、1時間を超える部分につき30分ごとに400円
重症心身障害者等である利用者にサービスを提供した場合	2,400円	2,400円に加え、1時間を超える部分につき30分ごとに1,200円

備考

- 1 この表中において「重症心身障害者等」とは、実施要綱第2条第2項に規定する重症心身障害者等をいう。
- 2 1回の利用時間が1時間を超える場合において、当該利用時間に30分未満の端数時間があるときは、これを30分とみなして利用料を算定するものとする。